

第47回守口市子ども・子育て会議																													
開催日時	令和7年8月19日（火）午後2時00分～午後4時00分																												
開催場所	守口市役所6階 教育委員会会議室																												
案 件	（1）開会 （2）議題 ①「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の令和6年度実績及び計画期間全体での取組を通じた結果の分析について【資料1】 ②「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第7章の令和6年度実績について【資料2】 ③「こども誰でも通園制度」について【資料3】 （3）閉会																												
出席者	○出席委員（11名） <table> <tr> <td>久保田健一郎</td><td>渡辺俊太郎</td></tr> <tr> <td>森 滝子</td><td>横山 美香</td></tr> <tr> <td>永井 由恵</td><td>鎌田 英里</td></tr> <tr> <td>邨橋 雅廣</td><td>津嶋 恭太</td></tr> <tr> <td>田中 博美</td><td>芹井 祐文</td></tr> <tr> <td>田中 義則</td><td></td></tr> </table> ○事務局（8名） <table> <tr> <td>こども部 部長</td><td>平田</td></tr> <tr> <td>こども部 次長兼子育て支援政策課 課長</td><td>西川</td></tr> <tr> <td>こども家庭センター長</td><td>福前</td></tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長代理</td><td>津田</td></tr> <tr> <td>子育て支援政策課 主幹</td><td>津曲</td></tr> <tr> <td>こども施設課 課長代理</td><td>望月</td></tr> <tr> <td>こども施設課 主任</td><td>森</td></tr> <tr> <td>子育て支援政策課</td><td>前田</td></tr> </table>	久保田健一郎	渡辺俊太郎	森 滝子	横山 美香	永井 由恵	鎌田 英里	邨橋 雅廣	津嶋 恭太	田中 博美	芹井 祐文	田中 義則		こども部 部長	平田	こども部 次長兼子育て支援政策課 課長	西川	こども家庭センター長	福前	子育て支援政策課 課長代理	津田	子育て支援政策課 主幹	津曲	こども施設課 課長代理	望月	こども施設課 主任	森	子育て支援政策課	前田
久保田健一郎	渡辺俊太郎																												
森 滝子	横山 美香																												
永井 由恵	鎌田 英里																												
邨橋 雅廣	津嶋 恭太																												
田中 博美	芹井 祐文																												
田中 義則																													
こども部 部長	平田																												
こども部 次長兼子育て支援政策課 課長	西川																												
こども家庭センター長	福前																												
子育て支援政策課 課長代理	津田																												
子育て支援政策課 主幹	津曲																												
こども施設課 課長代理	望月																												
こども施設課 主任	森																												
子育て支援政策課	前田																												

○久保田会長　それでは、定刻になりましたので第 47 回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず、本日の出席委員数について事務局に報告を求めます。

○事務局（前田）　本日の出席委員は、定数 13 名中 11 名でございます。

なお、柏木委員、東委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○久保田会長　ただいま事務局より報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

初めに、今回から新たに委員になられた方について、事務局より紹介していただきます。

○事務局（前田）　前任者の人事異動等に伴い、後任者として新たに子ども・子育て会議委員となられた方を御紹介いたします。

第 7 号委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者、田中博美委員でございます。

○田中博美委員　にじいろ認定こども園の田中です。よろしくお願いします。

○事務局　第 9 号委員、関係行政機関の代表、田中義則委員でございます。

○田中義則委員　ハローワーク門真、田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和 8 年 7 月 31 日までとなります。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　ありがとうございます。

次に、本日出席していただいている委員の皆様のお名前を順にお呼びしますので、一言ずつお願いしたいと思います。継続の委員の皆様です。名前だけでもいいので一言ずつよろしくお願いします。

まず、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員　大阪総合保育大学の渡辺です。引き続き、よろしくお願いいたします。

○久保田会長　次が、森委員、お願いします。

○森委員　森と申します。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　永井委員、お願いします。

○永井委員　永井でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員　パナソニックエナジー労働組合の鎌田と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

○久保田会長　邨橋委員、お願いします。

○邨橋委員　認定こども園会の会長をしています、邨橋です。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　芹井委員、お願いします。

○芹井委員　市民委員の芹井と申します。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　津嶋委員、お願いします。

○津嶋委員　学校法人立私立認定こども園協会の会長、津嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　横山校長。

○横山委員　小学校長会よつば小学校、横山です。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　ありがとうございます。

続きまして、事務局から、事務局の職員を紹介していただきます。

○事務局（前田）　それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局の紹介につきましては、役職と氏名の読み上げのみとさせていただきます。

こども部長の平田でございます。

○平田こども部長　平田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　こども部次長兼子育て支援政策課長の西川でございます。

○西川こども部次長兼子育て支援政策課長　西川でございます。よろしくお願いいたします。昨年度、令和6年度はこども施設課課長、次長兼ということで、いろいろと御指導、御鞭撻、また御教示いただいたところでございます。今年度につきましては、この子ども・子育て会議の所管課長となりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　こども家庭センター長の福前でございます。

○福前こども家庭センター長　福前と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　子育て支援政策課長代理の津田でございます。

○津田子育て支援政策課長代理　津田でございます。昨年より引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　子育て支援政策課主幹の津曲でございます。

○津曲子育て支援政策課主幹　津曲でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　こども施設課長代理の望月でございます。

○望月こども施設課長代理　望月でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　こども施設課主任の森でございます。

○森こども施設課主任　森でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（前田）　最後に、私、子育て支援政策課の前田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、こども部、平田部長から御挨拶申し上げます。

○平田こども部長　皆様、本日は大変にありがとうございます。こども部長の平田でございます。委員の皆様におかれましては、平素から本市の子ども・子育て支援施策の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、令和元年度に策定いたしました第2期守口市子ども・子育て支援事業計画の最終年度でございました。計画期間中においては、委員の皆様の御意見、御協力を賜りつつ施策を推進してまいりました。本会議では、計画期間中の全体的な評価につきまして、後ほど御報告させていただきます。

また、本年2月に策定いたしました、「こども計画」につきましては、委員皆様の御協力を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。

こども計画については、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とし、本市の子ども・子育て支援の施策において根幹となる重要な計画であります。必要に応じて検討、見直しを行ってまいりますので、引き続き、委員の皆様の御意見や御助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、乳児等のための支援給付、令和8年4月1日に施行されることに合わせて、3歳未満の未就園児が保育施設を利用できる、誰でも通園制度が全国全ての自治体で本格実施することになります。守口市においても準備作業を進めているところであり、その内容についても本日の課題の中で御説明させていただきますと思っています。

最後に、本日の会議は非常に限られた時間の中ではございますが、委員皆様におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、私からの開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長　どうもありがとうございました。

次に、本日の会議資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（前田）　それでは、本日の会議資料について説明いたします。

会議資料ですが、次第を含め全部で8種類あります。

まず、第47回守口市子ども・子育て会議次第。

次に、守口市子ども・子育て会議委員名簿。

次に、資料１、第２期守口市子ども・子育て支援事業計画、第６章評価シート、令和６年度実績。

次に、資料２、第２期守口市子ども・子育て支援事業計画、第７章調査票、令和６年度実績。

次に、資料３、こども誰でも通園制度。

次に、参考資料、人口推計。

最後に、昨年度策定いたしました、守口市こども計画とその概要版を配付しております。

以上でございます。

○久保田会長 資料の不足などはございませんでしょうか。大丈夫ですね。

資料の御確認ありがとうございました。

それでは、不足はないようですので、早速本日の議題に入らせていただきます。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

議題の（１）の第２期守口市子ども・子育て支援事業計画、第６章の令和６年度実績及び計画期間全体での計画に基づいた結果の実績についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（津田） それでは、議題①「第２期守口市子ども・子育て支援事業計画」第６章の令和６年度実績及び計画期間全体での取組を通じた結果の分析について、御説明申し上げます。

まず初めに、お手元の冊子、「守口市こども計画」の３１ページをお開きください。

第２期計画では、基本理念を「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口」として、その実現に向け、六つの施策目標を設定し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の枠組みの確立を目指したところでございます。

また、ページ真ん中にある「第２期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系」図にありますとおり、六つの施策目標をさらに推進項目として整理、細分化し、その内容に沿った事業・取組を展開いたしました。

それでは、資料１を御確認ください。Ａ３横の資料でございます。

資料１ですが、第２期守口市子ども・子育て支援事業計画第６章の令和６年度実績及び計画期間全体での取組を通じた結果分析一覧となっております。

まずは、上段左側を御覧ください。

Ａ欄、Ｂ欄には施策目標と推進項目を記載し、Ｃ欄、Ｄ欄にはそれぞれの事業の内容や今後の展開を記載しております。Ｅ欄には参考として令和５年度の実績を、Ｆ欄には、今回新たに取りまとめた令和６年度の実績を記載しておりますが、本事業計画において令和６年度の数値目標を設定している事業については、目標値も併せて記載しております。Ｇ欄には、令和６年度の実績が数値目標と１０％以上乖離している場合や、事業自体が未実施だった場合にその理由を記載するとともに、そのほか補足事項を記載しております。

続いて、Ｈ欄には、各事業の担当課、Ｉ欄には第２期守口市子ども・子育て支援事業計画書の該当ページを記載しております。

今回は令和６年度をもって第２期計画の計画終期を迎えたことから、Ｊ欄に計画期間全体での取組を通じた結果の分析と、Ｋ欄に評価を記載しております。

守口市子ども・子育て支援事業計画第６章につきましては、合計で１０８の事業がございますが、時間の都合上、全ての事業についての詳細な説明は割愛させていただきます。

全体としましては、計画期間開始当初は新型コロナウイルス感染症が感染拡大期であったことにより、中止や縮小せざるを得ない事業もありましたが、新型コロナウイルス感染症の５類に移行した後については、その影響もなくなったことから、おおむね計画値どおり事業実施が行われたものと認識しております。

一方で、１５ページ記載のＮｏ．１０３、地域コーディネーターの活動支援事業は、コロナ禍以降、地域コーディネーターとしての活動の在り方を見直ししている途中のため未実施となっております。

新型コロナ感染症の影響以外の要因によって事業評価がやや遅れているものとしましては、4 ページ記載の N o. 21、教育・保育施設の耐震化、6 ページ記載の N o. 42、乳幼児とのふれあい体験、7 ページ記載の N o. 50、障がい福祉サービス等、11 ページ記載の N o. 72、「赤ちゃんの駅」の推進、12 ページ記載の N o. 78、未就園児招待、14 ページ記載の N o. 93、企業等に対する啓発活動、14 ページ記載の N o. 97、子育てサークルの活動支援が挙げられます。

当該事業については、当初計画目標値より事業進捗がやや遅れているため、今後も周知方法等の見直しや、民間事業者とのさらなる連携・協力体制の強化などを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、11 ページ記載の N o. 73、地域子育て支援拠点事業、14 ページ記載の N o. 98、子育て世代包括支援センターフリースペース「もりランド」においての親子交流の場の提供と交流の促進については、令和 6 年 9 月末に地域子育て支援拠点の一つであった「もりランド」を廃止したことから、目標値より事業進捗がやや遅れてはいますが、各拠点施設のさらなる周知や利用環境の改善を図るとともに、各コミュニティセンターとの連携を図り、子育て親子の交流の場の提供に努めてまいります。

また、評価点がゼロとなっている事業として、9 ページ記載の N o. 56、書店・コンビニ・商業施設等の立入調査については、大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で行っていた「青少年社会環境実態調査」が終了したため、未実施となっており、12 ページ記載の N o. 76、休日保育事業については、保育施設等において休日保育の実施希望がないことや、利用ニーズが限られることから未実施となっています。

一方で、評価点 4 の「特に順調」となっている事業ですが、1 ページ記載の N o. 4、両親教室の開催については、年々参加者が増えており、男性の参加人数も増加しています。

次に、5 ページ記載の N o. 31、図書環境の充実と読み聞かせについては、学校司書を 14 名配置し、推薦図書コーナーの設置を行い、全ての学校で図書ボランティアや図書委員会による毎日開放を実施しました。

また、金田小学校、錦中学校をモデル校として、子どもにとって居心地のよい学校図書館になるよう、子供の動機を意識した配架の工夫やレイアウトの変更等を行いました。今後は、モデル校の成果を基に、全校において居心地のよい学校図書館となるよう、環境整備に努めてまいります。

次に、9 ページ記載の N o. 55、防犯カメラの設置については、令和 5 年 10 月から台数増加及び機能強化を図り、防犯カメラ 1,100 台体制で市民の安全・安心につなげました。

また、守口警察署に貸与する防犯カメラ映像確認用のパソコンについても増台することで、警察との連携強化を図り、犯罪の抑止、安心感の向上に寄与できたものと考えております。

最後に、13 ページ記載の N o. 87、母子・父子自立支援員による相談については、令和 6 年度からひとり親家庭支援相談窓口強化事業として、キャリアコンサルタントの資格を有する就労支援専門員を配置しましたことから、特に順調に事業を実施いたしました。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、第 2 期守口市子ども・子育て支援事業計画、第 6 章の令和 6 年度実績及び計画期間全体での取組を通じた結果の分析に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 どうもありがとうございました。評価点は 4 と 0、2 のところを説明していただきました。

それでは、この取組に対する何か御意見とかありますでしょうか。

○津嶋委員 N o. 21 番の今説明はいただいたんですが、耐震化の未実施の施設ということで、100%には目標値達していないということで 90.7%で、南海トラフ等々、昨今地震が頻繁に起きている実情がある中で、安全を守るための施設で 1 施設がまだ未実施ということなんですけど、これは何か原因とか理由とかがあるのでしょうか。進まない理由って、あと 1 施設だけにはなるんですけども。

○事務局（森）　そうですね。残りの1施設につきましても御相談はもう既にいただいている状態でございます。

ただ、何分、園の整備ということになりますので、貸園舎の土地であるとか、そういうところでちょっとうまく進んでいないというところで、その辺りが解消されれば事業者さんとしても速やかにされるという御意向は聞いております。

○津嶋委員　そういう事情があるということですが、これも幼稚園であれば文科省のほうで全部ホームページでこうした校舎学内の耐震が未実施のところは名前も挙がっている状態なので、そういう公表もされているところであって、市民にすればやっぱり安全安心というか、子どもを預ける施設になるので、できるだけ早く進めて100%に達するというか、目標数値に達することが望ましいかとは思いますが、引き続き、そういう努力はしていただきたいなと思います。

○久保田会長　どうもありがとうございました。何かもう専門の先生方もいつ起きてもおかしくないと言われておりますので、ちょっと早めに進めていただければと思います。

そのほかありますでしょうか。

○邨橋委員　1ページの5の3つ目なんですけれども、園舎のほうやっていたいただいているのは、5歳児なんかは特に全国的にも早くから取り組んでいただいているのですごく進んでいるのでありがたいですけども、ただ、問題は発達途上の問題があるという指摘を受けたものの、そこから先がなかなかうまくいってないというのがあります。保護者の方への支援についてもそうなんですけども、施設からしますと、この子問題がありますよと言われると、その子にどう対応しようかというのが来るんですけれども、それ以降の市との連携というのかな、それが難しい。特に、加配をつけたいなと思ったところで、この認定が、認定されたという事実だけで終わってしまって、加配つけるための補助金とつながる。全額とかじゃなくて、取りあえず加配がある人だけにはベース幾らかとかというようなことがあってもいいのかなとは思いますが。ちょっとそこらが、これから先考えていただけたほうが、後の障害を持っている子どもたちと発達支援というところでも大きな影響になってくるかなと思っています。

それと、もう一つですけども、4ページの23、体力の向上のところなんですけども、健康の保持・増進として、アンケートにおける運動やスポーツは大切なものだとの肯定的回答があったというふうな結果が出てるんですけども、私からすると、多分子どもたち頭いいから、それ分かってた上でイエスという返事はしながら、実際にそれについての行動というのは多分あんまりしてないんじゃないかなというのがあります。そういう意味では、意識を問うよりも、どれだけ屋外での活動をしてきたかという具体的な動きを聞いたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

ちょっとこれいきますと、部活の問題が多分中学校3年では出てくる可能性があるのですが、学校さんは特に意識はしといていただいたほうがいいかなと思うのが、基本的に部活というのは学年が上の方が下の子を指導しますよね。そういう意味では先輩後輩が出てきます。先輩後輩が上意下達の関係にならないかどうかというのは、すごく大事だろうと思っていますし、それを指導する先生、あるいは学校が勝利主義に走らないことを、ぜひ意識していただけたらいいかなと思っています。

うちの幼稚園のときですけど、うちの4歳、5歳の子どもなんですけども、たまたまうちでサッカークラブをやりたいというところがあってお願いしたんですけども、その考え方が子どもたちを意欲づけるためにはいろんな試合で勝つというのがすごく大事やという言い方をし出したんですね。そうすると、勝つために技術のある子はけがをしてても出場させるとか、あるいは駄目な子は、もう頭から出場させないというふうになってしまって、本来、3歳、4歳、5歳のときに面白いからやっているというところからどんどん外れていったんですね。そういうことを考えていくと、やっぱりちょっと部活の在り方というのが、健康というところでみていったほうがいいんじゃないかなと思っています。

この前の甲子園でもありましたよね。暴力事件なんかも勝つためにどうするかというところに入った結果がああなっていますし、自分の勝つための意欲を上げるために薬物を利用したりとかというの、ついこの前も出てました。だからそれはちょっと子どもたちの成長というところでは違ってくるのかなというのはあるので、ぜひそこらを中学校、小学校のクラブ活動、もちろん部活以外でもそこらの啓発というのは、ぜひ取り上げていただけたらなと思います。活動というのは何か興味関心から起こっていくものであってほしいなと思っています。

○久保田会長 ありがとうございます。どうですかね。今ので何かありますか。

○事務局（西川） 今、まさしく邨橋委員おっしゃった行き過ぎた勝利至上主義という部分が、スポーツ、青少年の部分で問題になっているというのは過去から言われていることかなと思います。

一例におきましては、全日本柔道連盟におきまして、2022年から全国小学生学年別柔道大会を廃止されているところでございます。これについてもいろんなその当時議論が巻き起こったというふうには記憶しているところでございます。

基本的には、部活動、小学校・中学校におきましては学校内で行われることが多いのかなと思いますので、その辺りの御意見につきましては、また教育委員会にも子ども・子育て会議でこういった御意見があったという部分は、また伝えていきたい、そういうふうに思っております。

○邨橋委員 ありがとうございます。私もあくまでもこれが全部そうになっているというわけじゃなくて、そういう観点を指導する人とか市全体で持つことが必要かなと思ったので、一応発言させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○久保田会長 ありがとうございます。

では、ほか何かありますか。

○邨橋委員 5ページの31の図書室、図書館ですね。今これすごく進められているのはいいんですけども、これもさっきの問題と一緒にちょっと方向性が違ってくるといういろんな問題が出てくるので、これもちょっと蛇足ながら発言させていただきたいと思います。

ある調査で学力の高い子どもの家には本がたくさんあって、誰かが本を読んでいるのを見ているというような。それと本人も読書習慣が育っているという、これは読み聞かせとかということで育っていること。もう一つ大事なものは、読みたいときに読めるという読書の環境としてあるかどうかということ。

これは子どもたちが強制されないということが大事なので、図書室の利用についてもやっぱり興味関心があるときにいつでも利用できるような、オープンな施設として図書室をぜひ使えるようにしてあげていただきたいなと思います。

図書室行けばいろんな知識が得られるという経験がベースにあって、何か困ったときに調べに行こうとかというふうな形の利用が一番いいかと思うので、ぜひそういうふうな意味で図書室の環境をつくるというのは、ぜひきっちり押さえていって進めて、今以上に進めていただけたらありがたいかなと思います。

○事務局（西川） 今、図書館における読書の部分で御指摘あった分でございますけれども、2025年度の全国学力学習状況調査、全国学力テストにおきまして、その成績等を分析した結果、やはり読書が好きな児童生徒ほど成績がよく、家庭の蔵書数とも相関関係が見られたという部分の結果も出ています。

まず、学校の図書館で興味を持っていただいて、それをまた家庭のほうに持ち帰って、また家庭で興味持ってもらった部分を図書館で活用してもらおうと。そういった部分で相乗効果を生むというのは非常に重要かと思うので、また、現に教育委員会のほうにおきましてもパイロット校2校を造りまして、学校図書館、なかなか子どもたちが入りにくいイメージを一新するような形で、気軽に使えるような形で室内のレイアウトからも変えたりとかいろいろ取組をされているところでもございます。

先ほどと同様でございますけれども、この子ども・子育て会議であった御意見として、また教育委員会のほうにしっかりと伝えてまいりたいというふうに思っております。

○津嶋委員 図書の関連でいいですか。

○久保田会長 はい。

○津嶋委員 103 番になりますけど、15 ページですけども、これが評価がゼロと先ほど御説明いただいたところなんですけれども、コロナ禍以降、中学生の読み聞かせですよ。これ以前は各施設に中学生が夏休み、ちょうどこれが今みたいな期間に訪れて、子供を前にして読み聞かせをするという機会が多分にあったと思うんですけど、これは理由として地域コーディネーターとしての活動の在り方を見直している途中ということで、これは何か活動自体が地域コーディネーターの活動として好ましくないとか、違うものになってきているというような認識なのか。何かそれが違う、補完できるような何か違った形で、そういう支援体制というんですかね。そういうものが出来上がろうとしているのか。ちょっとその辺りを教えていただきたいです。

○事務局（前田） この評価いただいて生涯学習スポーツ振興課に確認したところ、今のところまだこれを継続するか等というところが、まだ決まっていないというところでございます。

○津嶋委員 なぜそれを継続しようと、コロナ禍というのは分かるんですけどね。感染を防ぐとか、ただ、今終息に、ほぼ終息に向かっているというか、もうほぼあまり言われぬ、今ちょっと流行っているというのは、流行しているのもありますけど、そういう中でこの活動自体がなくなっているというか、そこに持ち上がっているというか、継続するかしないかと持ち上がっている主な理由が、その地域コーディネーターの活動の在り方ということに何か関連しているのかなと思うんですけども。その部分になります。なぜ 60 回目標値にしてたのがゼロになっているのかということと、もう一回見直しというのは、それが継続するしない含めて、コロナのことが原因なのか、この活動自体の見直しということなのかを教えてください。

○事務局（前田） 詳細は後ほどまた確認させていただきたいんですけども、今のところコロナ禍の後に未実施のまま、これ自体継続するかというところを今検討しているというところまでしか、ちょっと申し訳ないですけど、確認ができていないところですので。

○津嶋委員 特にそういう機会というかね、特に先ほどの説明もありましたけど、乳児とのふれあいとか、そういうところの項目もちょっと目標数値に達していないということで、やはり幼い子どもとの触れ合うというんですかね、そういういい機会でもあるし、図書も読書の推進とか、そういう意味にもつながるのかなというので、ぜひそれが継続につながればと思うんですけども。何か理由があるのかもしれないので、またそこは分かればまた、分かった時点で教えていただければ。

○事務局（前田） はい。確認させていただきます。

○邨橋委員 関連していいですか。中学生の子どもたちが乳幼児に対して何らかの活動をするという形で捉えるとするならば、中学校さんでされている体験学習というのが週 3 回、3 日ほどなんですけども、私はすごくそれに近いなとは思ってるんです。幼稚園の子供たちと遊んでいる姿を見て、様子を見に来られた中学校の先生が、「あの子があんな表情してるの見たことない」とおっしゃるようなことも実際あるわけですね。そのときにやっていたことが、その子が好きだった踊り、ダンスがあるんです。たまたま体操の曲をかけたときに、その動きがすごくきれいだったので、先生たちが「すごい、上手やんか」って、「こんななんもできる」っていたずら半分でいろんな曲をちょっとずつかけたところ、その子はそれが褒められたことがすごくうれしかったみたいで、すごくうまく子どもたちの前で踊って見せてくれたんですね。その勢いで、「じゃあ朝礼台の上でみんなに見せてあげて」みたいなのでやって、その子がすごく楽しそうに踊っているのを見たときに、そういうふうな発言をされたんですね。そう考えると、やっぱり自分が好きなこと、興味関心のあることをできて、そのことについて否定されるんじ

やなくて、肯定的に声をかけてもらえるという経験がすごい子どもたちにとっては大事やと思うんです。

そういう意味で前問題になりました児童センターの廃止ですね。建物そのものは、それは仕方がないとは思いますが、そういうふうにならざるを得ない子で、ちょっと問題を抱えている子で、それぞれの子どもが持っているよさを出せるような場所、居場所をどのようにつくるかというのは、これから先大事なことでないかなと思うので、地域コーディネーターの人がどういうふうな働き方に関わっていくのかということを考えたときに、そういうことも踏まえて、ぜひ子どもたち一人一人が自分のよさを出せるような場所をどう作っていくかというところで考えていただけたらいいかなと思います。

○渡辺委員 11 ページの 73 番の地域子育て支援拠点事業のところなんですけど、もりランドを閉鎖したことによって利用者数の減少がありましたという話なんですけども、その受皿としてはほかの拠点を利用していただくことで、それをカバーしようという感じではあったと思うんですけど、減少しているということが、もりランドに行っていた方がよそに行っていないということになるのかなと思うんですけど、今後についてさらなる周知に努めるとともに、その周知大変だということもあるかもしれないですけど、各拠点と改善点を共有しようというようなことも書かれているので、それなのに他を利用していないということについての何か把握されている改善点とか課題とかが、もしあるのでしたら教えていただきたいなと思ったんですけど。

○久保田会長 どうぞ。

○事務局（福前） 拠点の利用をされていない方の御意見を聞いていますと、やはり入りづらいというお声が一番多かったんです。児童センターが公設でやっているもの、あと 6 園民間のこども園さんにしていただいているんですけど、どうしても 1 人では入りにくいという声がありまして、今年度から始めましたのが、こども家庭センターにいる子育て支援アドバイザーと一緒に施設まで行くというツアーを考えまして、入るところまで一緒に行きましょう。何人か 10 人ぐらいで一緒に行って、2 回目からは行けるようにしようねみたいな感じの試みをしているところです。

あとは単純に、こういう場所があるんだと、知らない方も多いですので、ハードルをできるだけ低くして、検診の場所などでもポスターを貼ったりして身近に感じてもらえるような取組をしているところです。

○渡辺委員 情報だけだと、どうしても知ってはいるけど行くのに勇気がいるみたいなということはあると思うので、何かそのおっしゃっていたツアーとか、直接つなげる試みはいいなと思いました。

○久保田会長 何かあるでしょうか。

どうぞ。

○津嶋委員 12 ページの 78 番のところ、未就園児の評価というのがありまして、これも評価は 2 になっているということで、園庭開放等々でそれぞれ足を運ぶような機会を設けているものというふうに書かれているんですけども、ちょっと 1 点危惧しているところがありまして、やっぱり昨今、地球規模的に温暖化というか、いわゆる気候が本当に暑くなって、地球が沸騰化しているというような発言もありましたけども、それでもって屋外遊び、いわゆる園庭開放と言われるものが実際に行えなくなっている現状があるんですね。多分、これ小学校とかでもそうだと思いますし、戸外で遊ぶというか、園庭で遊ぶ機会というのは非常に極端に減ってきていると。いわゆる計測器で調べると、もう朝から危険と出て、そういう中で安全の確保ができない中、遊ばすことができないので、全て屋内での活動になって変わってきてしまっている。

これは、これからのいわゆる公園であるとか、公園も整備されて守口市もいろいろと子どもが遊びやすい環境には努められてますけども、そういう中でなかなか気候によって実際には使えないとか遊べない。あと遊具が高熱で火傷に至ってしまうとか、全国的にはプールサイドで火傷してしまうとか、こう

ということが起こっていて、実際には施設は整っているものの使用ができないということが起こってくる
ことが、これから懸念されるなと思います。

ですから、今後そういう室内での、先ほどの児童センターも含めて廃止になりましたけれども、基本的にはそういう施設内での遊び空間というのは、もう環境も含めて温度とか湿度も含めて、そういうところもやっていかないと、実際に外へ行けるかという、もう出ていけないということで、非常に限られた地域、空間での交流とか遊びになってくるのではないかなということで、これは本当に各施設ともに今後の保育活動とか教育活動の在り方ということにも関わってくるので、いわゆる熱中症対策を兼ねた何か活動の在り方とか遊びの在り方とか交流機会ということも考える必要があるんじゃないかなということを考えてます。

ですから、ここで施設が廃止になったことによって機会が損なわれているのも含めてですけども、それを補えるような、よりそういう豊かな環境、空間を作っていくっていうのも必要になってくるんじゃないかなと。

また、行政としてのそういうところに支援とかバックアップっていうんですかね。熱中症対策を含めて各学校とか施設で、そういう子どもたちの交流とか保護者さんが集まれるようなというふうな形をどういうふうにするかできるのかということも考えていただく時代になってきたのかなというふうには考えています。意見です。何かこれに具体的な対策とか、もし考えていただけてるのであれば教えていただきたいです。

○久保田会長 そうですね。何か。

○事務局（西川） そうですね、委員おっしゃるように酷暑ということで年々温暖化が進んでいる中で、なかなか児童の遊ぶ環境というのが、この夏場に限っては相当厳しい状況になっていると。安易に外で遊ぶこともためられるような状況にもあるというふうなところでございます。

これに関して、具体的に何か策を施策として打っているかというよりも、むしろ現場での運営レベルでしっかりとこの時間帯は遊ばさないでありますとか、例えば、本市でいうと光化学スモッグなんかも出た場合には室内で遊ばせるとかいう部分がございます。この辺り、認定こども園の園長の田中園長から何かこの酷暑にむかって何か一つ取組みたいな御意見いただけたら。こういうことで気を遣っているとかありましたら教えていただけたらなと思うんですけど。

○田中博美委員 暑さ指数、あとは熱中症警戒アラートというのを毎日朝チェックをして、職員にも保護者にも見える場所に掲示をさせてもらっています。それを見て警戒だったりとか、安全とかあるんですけど、それによって 20 分だけ、この日は 20 分だけ遊びますとか、もちろん外に出る前、帰った後は必ず水分補給をきちんとするように対応のほうも。今、時間飲みが多いんですけども、しっかりと飲んでいるかという確認をして外遊びをしたり、もちろんプールも同じです。プールも熱中症の危険があるので同じようにしっかりと前後に水分補給をして時間を見ながら、あとはもちろん子どもの状況も体調も考慮してみんなで把握をしている状況です。

ただ、室内遊びがすごく増えるので、子どもの発散のために広い遊戯室とかで運動遊具を出して、どの学年も遊べるように設定はしています。

○事務局（西川） 私も去年、認定こども園 2 園公立の運動会を見学させてもらったんですけど、やはり、そこでも一つの競技が終わった後、必ず水筒で水補給するというような形でしてありました。

こういった形で、なかなかこの自然に向かって、我々人間が太刀打ちするのが難しい部分がございますので、運営上の中で、今現状工夫して対応しているというところでございますけれども、津嶋委員おっしゃるように、これがもうさらに温暖化進む可能性も否めませんので、何らか将来的には策を講じていく必要があるのかなと思いますし、現に小学校におきましては、まずは私の時代な

んかは小学校は教室に冷暖房はなかった時代でございますけれども、平成 20 年早々ぐらいに本市のほうも、平成 24 年ぐらいからですかね、冷暖房空調が教室につくようになりまして、普通教室に加えて、さらに特別教室という部分で進んでおります。

また、令和になってからは学校の体育館におきまして冷暖房の設備を導入しているという形で、本市としまして、こういった対応という部分は現状今進めてきたというところではございません。

○津嶋委員 ありがとうございます。実際に熱中症を心配しなければならない期間が本当に長くなってきて、もう早ければ 5 月ぐらいから屋外遊びが難しくなる日もありますし、園長先生もお答えいただきましたけども、指数でいくと危険とか嚴重警戒になってくると本当に時間との闘いというか、何分遊べるかなんていうような感じなので、そういうことで考えると、今言っていたいたような広い空間で子どもたちが交流できる。どうしても限られた施設の中での遊戯室とかホールであれば、もちろん広さは一定ありますけども全部の園児が交流したりとか、一堂に遊べるかというところも難しいところもあったり、それが今度は保育活動・教育活動に影響を及ぼす、実際に及ぼしかけているというか、及ぼしてきているという、そういう園もあると思うので、またそれはね、健康のことでなかなかこれは今おっしゃったように対応が難しいところあると思うんですけど、そういう時代に入ってきたのかなというのもあるので、こういう計画を立てるときにも、そういうところも一定視野に入れて考えていただけたらなと思います。

○邨橋委員 熱中症だけでなく光化学スモッグも今でもあるので、熱中症のアラートが、もうこれ大分ましになったわと思うて、外に出ようかと思ったら、まだ光化学スモッグが発令中というので、やっぱりあかんやんというふうな形で 5 時過ぎまで外へ出られないとかいう、すごく多いので、ちょっとここはね、市のほうに言うてもどうなるものではないんですけども、やっぱりちょっとそこらは意識しとかなないと駄目かなと思いますね。

○森委員 すみません。その関連で一つお願いがあるんですけど、主任児童委員で今 1 歳半の検診のお手伝い、寄り添い対応をさせてもらっているんですが、保健センターがすごく暑いんです。物すごく暑いんです。子どもたちも親御さん連れてきているのに、もうヒーヒー言いながら。大きな扇風機とか冷風機とか持ってきてくれるんですけども、それでも対応できなくて、先月は初めて 2 階を使わせていただいたんですが、そこもやっぱりまだ暑くて。だから小学校に体育館とか、それから教室に冷房施設ができてますので、保健センターもその次にもう準備していただけたらありがたいと思います。小さな子なので、もう大変です。よろしくお願いいたします。

○事務局（福前） 冷房が老朽化している関係で効きが悪いんですけど、今ちょっといろいろ市民の方からもクレームがありまして、運転の仕方を少し変えたんです。8 月入ってから 2 週間前ぐらいからは大分効きがよくなりまして、2 階で実施したときもちょうど効き始めたときぐらいですね。明後日も 1 歳 6 か月検診 2 階でしますが、多分大丈夫かなと思います。9 月には市民検診始まりますので 4 階に戻るんですけど、今ちょっと様子見をしまして、いろいろ空調のメーカーも来てもらって確認などしていますので、本当 7 月と比べると大分改善はしております。

○事務局（西川） あと定量的な部分で申し上げますと、気温が室内の執務室ではあるんですけども、3 階にある。そこでの一番高かったときは 30 度を超えるような形でしたので、その頃から職員はもとより、市民さん、暑い中、小さいお子さん、生まれたてのお子さんできてくださいますので、その辺りはもう重々認識した上で対応を何とか図ろうという形では動いてはいたんですけども、今申し上げたような形で、稼働のほうをもう少し高めるような形で対応しましたことから、今 25 度ぐらい。

○事務局（福前） 今、25 度ですね。

○事務局（西川） 25度ぐらいとかで、やはり5度ぐらいの温度差があるのと、あと特に暑かった8月上旬が37度、8度を超えるような日々ありましたので、そこと相まって非常に高い温度だったんですけど、今は大分落ち着いてはきておりますので、はい。またよろしく願いいたします。

○芹井委員 さっきの図書館とかの件で、子どもの保護者の内情といいますか、実際にこの夏場にやっぱり遊びに行くのでもなかなか難しい状況はありました。

先ほどの図書館というのが出たんですけど、アイデアになるか分からないんですけど、図書館で何回か行かせてもらったりとかしてて、やっぱりいまだに図書館で静かにしなさいよというような風潮があるんですけど、自分自身が高校で演劇を教えているというのが、ちょっと常識を覆したいというのもあるので、図書館が絶対的に静かでなくてはならないというのは多分もう時代としては遅いのかなと思って、それはT S U T A Y Aさんがカフェと図書館の本を受け付けたりとかする時代でもあるので、もし可能でしたら、例えば、子どもがたまたまばーとはしゃいだときもあったんですけど、そういう一緒に遊べる場所とか環境とかというのも図書館でどんどんできるようになっていけば、静かに読むところの空間と遊べる場所とかというようにところを区切っていくような形とかで何とかうまくいこうことができるようになっていけば、もっともっと図書館の利用率も上がった上で、さらに遊べるという場所を生み出していくんじゃないかなというふうに感じてますので、一番、本当は適しているのかなと思っています。守口市の図書館は結構きれいなんですけど、めちゃくちゃ静かな状態でいなければならないので、子どもと歩きづらいというのはあります。多少は走ったりする子もいるんですけど、やっぱり子どもたちって遊ぶことがメインなので、もっとこう、演劇と一緒になんですけどアウトプットすることがとても大事なので、本を思いっきり読んでいいんだよということとかを知ってもらったほうがもっともっと本のよさも分かったりとかいろいろできるのかなというふうに感じております。

○邨橋委員 以前万博の跡地に児童館というのがありましたんですよね。そこは結構子どもたちがワイワイしゃべりながら本を読めてたんですけどもなくなっちゃいまして、あれはすごく私ももったいないなと思っています。

子どもって本を見てたときに、あって一瞬いろんなことをひらめいたりとかするとしゃべり出すんですよね。そこをどういうふうに受け止めてあげられるかというのがやっぱり大人の責任だとは思ってますね。

私たちの園ではもう子どもたちが自由に見れるような本をいっぱいクラスの中に置いてて見てますけれども、園によっては今は本を読むとき違いかみたいに時間割としてなっていると、先ほど言ったようにやっぱり自分が見たいという意欲を持って、それに関わろうとしている意欲をそいでしまうというような問題があるので、今おっしゃったように図書館の中で子どもたちがいろんなことをしゃべりながら、ああでもないこうでもないと考える場所としてのスペースというのは、これから先必要になってくるんじゃないかなと思います。

1個参考になるかどうかは分かりませんが、うちの園はランチルームが二つあります。分けてます。一つは静かに落ち着いて食べたい子どもはこっち。ちょっとお友達としゃべりながら食べたい子はこっちというふうに分けています。そういうふうにスペースを分けて利用の方法を考えるというのも、これからあってもいいのかなとは思っています。

○事務局（西川） すみません。守口市市立図書館につきましては、指定管理者制度を導入してございます。指定管理のほうで運営しているところでございますので、そちらのほうにも今ございました御意見のほうを、またしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。

○久保田会長 暑さのこともそうですしね、やっぱり子どもの経験というのがなかなかしにくい時代でね。小・中学校もかなり行事とかを縮小していく方向になって、そういうのでいろいろなもの

がなくなっているというのものもある中で、その中でどうやって子どもの経験を確保していくかという。

そうすると、そういう子どもに経験させようという親だと、そういう子たちはすごいいろんな経験を積んで、そうではない子はなかなか全然経験積まないままずっと育ってくるという格差がどんどんと、これはもう体験格差みたいなことも出てきてしまうことなので、やっぱり共通してできる学校とか園、図書館とか、そういうところで経験が積めるような、そうするとよりいいかと思います。

○邨橋委員 今、久保田先生がおっしゃったように、それがあって先ほど学校図書館の中での活動というのをちょっと言わせてもらったんですけど。

○久保田会長 これもういっぱい議題のほうはありますので、いろいろまだいっぱいあるかとは思いますが、そろそろ次のほうにいかなければならないので。

議題2の第7章のほうですね。第7章の令和6年度実績のほうに移りたいと思います。

それでは、事務局説明よろしくをお願いします。

○事務局（津田） それでは、議題②第2期守口市子ども・子育て支援事業計画、第7章の令和6年度実績について、御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

はじめに、資料1ページ以降に記載している表の見方について御説明いたします。

まず、「①量の見込み」とは、各事業に対するニーズ量の見込みであり、令和4年度に当該計画の中間見直しを実施する際に推計した値です。「②確保方策」とは、量の見込みに対して、市の施策により確保・対応が可能となる値です。

いずれも、子ども・子育て支援事業計画上の計画値をお示ししており、③の実績欄には、各年度4月1日時点における各区分・各地区の実際の認定数を積み上げた値を、実績値として記載しています。今回は、令和6年度の実績報告ですので、報告箇所については、③実績欄の一番右端にある、令和6年度の箇所に記載しており、該当部分を網かけでお示ししております。

また、③実績欄の左側にプラスまたは黒三角で数値が示されていますが、これは計画値と実績値を比較した際の差を示しております。

こちらにつきましても、時間の関係もありますことから、今回は2号認定及び3号認定並びに地域子育て支援拠点事業についての部分のみ御説明させていただきます。

まずは、資料2の2ページ、2号認定（共働き家庭等）3から5歳の量の見込みと確保方策についてを御覧ください。

2号認定とは、3歳から5歳までの子供のうち、保護者が働いているなどの理由により、家庭での保育が困難であることから、保育所の利用希望が強い認定区分です。

まず、一番上段の市全体における令和6年度の欄を御覧ください。

①量の見込みの計画値、2,076人に対して、令和6年度の実績は、未利用児も含め2,174人となっております。

また、②確保方策の計画値は、1,980枠ですが、令和6年度実績としては、特定教育・保育施設の施設ごとの利用定員を積み上げた値は2,051枠となっています。

令和6年度の計画値と実績値を比較すると、①量の見込み、②確保方策ともに実績値が計画値を上回っており、計画よりも多い定員枠を設けることができましたが、一方で①量の見込みが②確保方策を上回っていることから、保育需要に対して定員枠が少なかったという結果が出ております。

実際の受入れについては、1号認定の利用定員の空き枠を活用し、2号認定の受入れを行うなどにより、2号認定の設定利用定員よりも多くの児童の受入れを行うことで、保育需要とのギャップに対応したものです。

次に、3ページにまいりまして、3号認定（共働き家庭等）、ゼロ歳の量の見込みと確保方策についてです。

3号認定とは、ゼロ歳から2歳までの子供のうち、2号認定の子どもと同様、保護者の就労等により、家庭での保育が困難であることから、保育所の利用希望が強い認定区分で、そのうちゼロ歳児がこの区分となります。

令和6年度の計画値と実績値を比較すると、①量の見込みに関しては上から2段目の東部エリア及び一番下段の南部エリアで、計画よりも実際の保育ニーズが多くなりました。

また、②確保方策は東部エリアにおいて実績値が計画値を下回る結果となりました。

①量の見込みの実績値と、②確保方策の実績値を比較しますと、全てのエリアにおいて確保方策が量の見込みを上回っており、確保方策は足りていることを示しております。

ページをめくっていただき、3号認定（共働き家庭等）、「1、2歳」の量の見込みと確保方策についてです。

一番上段の市全体における令和6年度の欄を御覧ください。

①量の見込みの計画値1,587人に対して、令和6年度の実績は、未利用児も含め1,721人で、実績値が計画値を上回っており、計画より保育ニーズが高い状況です。

②確保方策の計画値は1,292枠ですが、令和6年度の実績としては、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の利用定員を積み上げた値は1,373枠と、実績値が計画値を上回っており、計画より多く定員枠を確保できております。

しかしながら、全てのエリアにおいて①量の見込みの実績が②確保方策の実績を上回り、確保方策が不足している状況が分かります。そのため、施設によっては、弾力的運用により利用定員を超えた受入れを行うことなどにより対応しています。

今、御説明申し上げました3認定のうち、一、二歳児については、昨年度に策定しました「守口市こども計画」117ページに記載していますとおり、令和7年度以降も東部エリア及び中部エリアにおいて、量の見込みに対する確保方策に大幅な不足が生じる見込みとなっております。

現に、この資料2の4ページ、上から2段目の東部エリアの③実績の欄を見ていただきますと、量の見込みの実績値は646人でしたが、確保枠は477枠と169枠が不足しております。

については、「守口市こども計画」において、今後の確保方策の具体的項目として、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管することで、東部エリアにおける定員拡大とサービス拡充を図ることとし、令和7年2月議会において、令和9年4月1日に当該認定こども園を廃止する旨の条例案が可決されたところでございます。

今年度は、「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会」を設置し、民間移管事業者の選考を行うこととなっております。

また、中部エリアについても、令和4年度の第2期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、確保方策の具体的項目として、令和7年度に市立外島認定こども園を民間移管することで、中部エリアにおける定員拡大とサービス拡充を図ることとしております。

計画どおり、今年度から民間移管事業者である社会福祉法人まこと鳴滝会が運営を開始しており、当該法人において、令和9年度までに園舎の建て替えを行っていただくことで、民間移管前の定員120人から148人へ定員拡大を図る予定でございます。

最後に、南部エリアに関しましては、今年度に保育園3園が新たに設置され、定員拡大が図られており、また「守口市こども計画」でも令和7年度以降は、南部エリアにおける量の見込みに対する確保方策が充足する計画となっております。

今後も、「守口市こども計画」を通して、全ての認定区分において、教育・保育の量の見込みと確保方策の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上が、「教育・保育の量の見込みと確保方策」についての令和6年度実績となります。

続きまして、資料2の9ページ地域子育て支援拠点事業を御覧ください。

本事業は、各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施する事業です。

令和6年度の実績としては、一番下段の南部エリアは利用者数が計画値より858人増加しておりますが、令和6年9月にこども家庭センター「あえる」が本庁舎から保健センターに移転したことに伴い、中部エリアの「もりランド」を閉鎖したなどの理由から、一番上段の市全体の利用者数は計画値を5,897人下回る2万4,536人となりました。

なお、令和5年度実績値2万4,062人と比較しますと、ほぼ横ばいのプラス474人の実績となっております。

また、計画期間全体を通じ、計画値より実績値が下回っていることから、利用者増加に向けたさらなる周知が必要であると考えております。

なお、東部エリアに所在し、地域子育て支援拠点事業を実施している守口市立児童センターにつきましては、守口市立児童センター条例を廃止する条例案を令和7年2月議会に提出し可決されたことから、令和7年度末をもって廃止することとしております。

については、「守口市こども計画」において、その代替となる地域子育て支援拠点事業の実施者を公募し、児童センターの廃止後も必要な事業量の確保を図ることとしておりましたが、先般、事業者選考を行った結果、令和8年度から、学校法人大阪国際学園に実施いただくこととなりましたので、御報告させていただきます。

その他の項目につきましては、おおむね計画に基づき順調に推移しておりますことから、詳細な説明は割愛させていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、今後の人口推計について御説明いたします。お手元の参考資料及び守口市こども計画の8ページを御覧ください。

昨年度の守口市こども計画策定時は令和6年4月1日の住民基本台帳人口を基に今後の人口推計を作成いたしました。令和7年4月1日の住民基本台帳人口を反映させた人口推移を今回作成いたしました。

17歳までの子どもの人口における、令和7年の推計値と実績値を比較しますと、令和6年4月1日時点での推計値1万8,802人に対し、令和7年4月1日時点での実績値は1万8,911人、109人の増加となっております。増加となった主な要因としては、ゼロ歳から5歳児の子どもが推計値と比較し、70人増加しているためです。また、上段の棒グラフでは令和12年度におけるゼロから5歳児の子どもの推計値は6,106人となっておりますが、令和6年4月1日時点での推計値は6,000人割れの5,977人であったことから、就学前児童数の減少幅が小さくなっております。

このように令和7年4月1日時点の実績値と今後の推計値は、令和6年4月1日時点の推計値と比較して、減少幅が鈍化して推移しております。

一方、国全体で見ますと、出生数は従来の予測では、令和20年に70万人を割り込むとされていたところ、令和6年に約68万6,000人となり、また、合計特殊出生率も1.15と過去最低を更新しており、急激に少子化が進んでいる状況でございます。

本市においては、参考資料にもありますとおり、令和8年以降もゼロ歳児含め総数は、緩やかに減少していく推計となっておりますが、令和7年に実施する国勢調査の動きなど、今後も引き続き市内外の人口動態を注視してまいります。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、「第2期守口市子ども・子育て支援事業計画」第7章、令和6年度実績についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 ありがとうございました。

それでは、今説明していただいたところ、資料で何かご意見等があればよろしくお願いいたしますします。

○津嶋委員 よろしいですか。

○久保田会長 はい。

○津嶋委員 今、実際の人口の推計というか人口動態と、あと各エリアの量の見込みと確保方策の説明をいただいたんですけども、それぞれ保育園を増設というか増やしたこともあったりとかで、実際のエリア的にはまた違いがありますが、この結果で見ますと、教えていただいた内容でいくと、令和6年度の実績の量の見込みと確保については、量の見込みが確保策を上回っていったということ、あとは実際の利用ですよね。実質のこの実績のところなんですけども、人口は減少これからしていくということについては推計でも出てるんですけども、実際に各施設でゼロ歳、1歳、2歳の2号、3号も含めてですけども、それがミスマッチというか、実際に利用のね、定員持っているものの、そこを選ばれなくて入らない方もいらっしゃると思うんですけども、これは数値として全部その受皿に入っている状態があると思うんですけど、現状というのはどういう状況かというのをちょっと教えていただきたい。各施設の受皿に対して、それがどれだけ充足されているかということも実際にはあると思うんですね。ただ、受皿としては確保方策として、これだけ確保できてますんですけども、実際に例えば東京なんかでも、この次のまた誰でもこども通園制度のことにも関わってくるんですけども、東京なんかでは50%のゼロ歳児というたら定員割れが起きていて、実際に令和4年度レベルから。いわゆる施設がどんどんどんどんできるについて、そこにまあ言ったら飽和状態というか、施設が増え過ぎたことによって、今もう現に入ってくる入所者がいなくなっているのが起こってきているということで、今、守口の推計でいくと、そこは保育ニーズと受皿の関係、バランスもあって、今教えていただいたような数字になると思うんですけど、実際に受皿は整っているんですけども実際に空いている、ゼロ歳とか3号ですね。ゼロ歳とか1歳、2歳いうのはずっと空いているような施設というのはないのかなと思うんですけど。ないのかどうかという。

○事務局（西川） 毎年待機児童等の報告を6月ぐらいに出させていただいているんですけども、令和7年4月1日現在におきましては、令和5年度に33名待機児童が出て以来の1名待機児童が出ているような状況でございます。

また、あわせて、先ほどミスマッチの部分という部分で申し上げますと、いわゆる未利用児童数という部分はそれに近い概念になってくるかなと思うんですが、これにつきまして令和7年4月1日現在229名。令和5年4月現在が直近持っているデータにおきましては354名で一番高かったというところがございますので、徐々に解消は図られてきているのかなというところがございます。

この量の見込みと確保方策につきましては、教育保育施設を使われるか使われないかに限らず、全てのお子さんを数として入れてございますので、そういった部分も含んだ数値として実績値を計画値も出させていただいているというところでございます。

○津嶋委員　ですから、実際にその施設に入所されるかされないかということも出てくるので、やはりここは難しいところで、実際の人口の動態というか推計と、それと今度保育ニーズですよ。それで保護者の方がどこを選ばれるかということによって、いわゆるその子どもたちが入れるかどうかということではこの確保方策と実績値というか実際の数値というのが出てくるんですけども、実態はそういうところがミスマッチが多ければ多いほど、先ほどお伝えしたように施設としては空きが出てしまったりとか、なかなか運営がままならないというところも出てくるので、この辺りがね、どこまでいっても全てが埋まって、それが順調に推移していけばいいんですけども、そういうところも今後加味して考えていく必要があるのかなということ。先ほども言われたように、その推計というんですかね。そこをもう本当につぶさに見ていく必要はあると思うんですね。ですから、やみくもに全て民営化とかどんどん施設を増やしていくということは、全体としての保育ニーズとバランスが欠けてくるから、あとは運営が効かなくなるという。東京でも実際には来月でもう閉所しますとか閉園しますというようなところも、預けたばかり、入所したばかりにもかかわらず、そういう運営が成り立たなくなって閉園になりますというようなところも出てくるので、この計画の数値が本当に非常に重要なんですけども、実態の部分のミスマッチも含めたところでの、これからの推移を見ていくというのは非常に重要だと思うので、その点も加味していただければと。

○久保田会長　そうですね。持続可能な形にする上ではね、これ数値的にはそうなるけど実態としてかなり割れているというのはあります。

○邨橋委員　多分、津嶋先生がおっしゃったのは、施設として建物の定員規模でいくと十分受けられるんですけども、先生がいなくて採用ができない、対応ができないというところが結構あると思うんですよ。うちの園でもそうですし、一時預かり、マイナス1になっていた。これ多分うちの園だと思うんですね。先生が足らないので一時預かりの担当をもうなくして加配のほうに回すというような対応をせざるを得んやったというので、マイナス1になっているんだと思うんですけども。

やっぱり先生がどれだけ配置基準どおりに行っているかという観点だけで見ちゃうと、実は今、働き方改革があれだけ言われている中で、育休時短が取れないとかいう先生がやっぱり出てきます。知り合いでも育休復帰するんですけども、フルの時間で勤務してくれと言われてというふうなことをおっしゃっている方もいらっしゃいます。先生がどれだけ採用できるかによって、受けられるかどうかというのも変わってきますし、特に、問題を抱えている子が多くなればなるほど、やっぱり先生たちの負担がかかりますので、その分、加配対応を考えていかんとあかんという。これも先ほどちょっと触れましたけども、その難しさがあります。

先生のやっぱり採用ということが一つあるんですけど、もう一つ、これ前にも言ったかどうかと思うんですけども、守口では開所時間を11時間以上にたしかされていたと思うんですよ。ということは、先生の勤務時間は8時間。11時間開所しているということは、その後の時間を誰が見るかということになってきます。一番子どもたちがいてる時間で配置基準を取りますので、先生の勤務時間とずれるんですよ。そこをどういうふうにして補っていくかということは、やっぱり各施設考えているんですけども、やっぱり先生の給料とかを考えたときに、ここを減らしていかざるを得んというふうな判断で受入定員を減らすというところも出てくることは仕方がないだろうと思います。

そういう意味では、やっぱり先生をどれだけ採用できるかというあたりに、この前もお願いしていましたが、やっぱり市のほうの働きかけが重要じゃないかなと私は思ってますので、またそこら検討いただけたらありがたいです。

○久保田会長　　どうでしょう。

○事務局（西川）　すみません。今、御意見いただいた保育士の確保方策につきましては、皆様、お手持ちの「守口市こども計画」の117ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらについては、つい先般まで御審議いただいて、一つこども計画ということでまとめさせていただいてはおるんですけれども、中段のところありますように、確保方策の具体的項目の（３）のほうで、今回、民間認定こども園、また保育所等々で民間の力、そして公私連携による確保方策の確立推進という考え方にに基づき、守口市の今後の将来の確保方策について取りまとめた部分となっております。

その中で、先ほどの（３）でございますけれども、①から④を重点的に進めるというような形で記載させていただいてございます。

特に、①につきまして、認定こども園と障害児保育看護師配置補助金の補助基準額の拡充ということで、こちら令和７年度予算のほうにしっかりと拡充の予算盛り込ませていただいたところでございまして、本日、本会議ございまして、この令和７年度予算、修正案ではございますけれども、御議決いただきまして可決したというところでスタートこちらさせていただくという形で、①については充実のほうを図っているところでございます。

②につきましては、さらなる保育士の確保方策の充実ということで、本市のほう令和３年度から40万円、新卒保育士さんに支給するというような事業を展開してきてございます。先行的に実施してきたわけではございますけれども、他自治体におきましても保育士の確保方策が問題化していく中で、こういった保育士への給付金の策がどんどん講じられていくと。しかも複数年度にわたって給付して定着を高めていこうというような取組もされておられます。

本市におきましても、初年度新卒採用のときに40万円支給するという事業でございましたので、こちら定着という意味合いも込めて事業のほうを改めて構築していく必要があるのかなということで、庁内はもとより今いらっしゃる邨橋委員さん、津嶋委員さんともお話いろいろお聞きしながら、今現に②につきましては何とか進めていきたいということで取り組んでいるところでございます。

③につきましては、この９月に幼小架け橋期プログラムということで研修のほうを実施させていただく予定でもございます。徐々にではございますけれども、この③という部分も研修充実を図っていききたいなというところで取り組んでございます。

④につきましては、引き続き同様な形で巡回、支援の充実ということでさせていただいておりまして、これも今後の一つ課題として取り組んでいるような状況となっております。

このような形で保育士の不足という部分につきましては、市はもとより民間の事業者様とも連携ししっかり図りながら進めていくものだというふうに思っているところでございます。

○久保田委員　　保育士不足のところはね、市のあれというのもあると思いますけれども、この間も数字出てましたが、大体もう７割、保育士養成の枠組み入るのは大体10年前の７割ぐらいというのが出てきてるのですね。もう母数がどんどん減っている、少ないところを取り合っているという形になるので、なかなかこれは難しいということではあると思いますね。なんですけど、どうにか対策をして、確保方策に努めていかなくてはならないということは確かですけどね。

○久保田会長　　ほかどうですか。

特になければ、もう1点、まだもうちょっと大きな議題がありますので、そちらに移りたいと思います。

議案（3）の「こども誰でも通園制度」について、説明をよろしくをお願いします。

○事務局（森） それでは、議題3、「こどもだれでも通園制度」について御説明申し上げます。

乳児等通園支援事業、通称「だれでも通園制度」は、近年、試行的事業という形で一部の自治体で実施されてきた事業ですが、令和6年に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法において、市町村による認可事業と位置づけられました。

また、子ども・子育て支援法においても、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、新たに「乳児等のための支援給付」が創設されました。

この新たな給付である「乳児等のための支援給付」が令和8年4月1日施行されることに合わせ、だれでも通園制度は全国全ての自治体で本格実施することになります。

守口市においても準備作業を進めているところであり、その状況について、今回御報告させていただきます。

まず、制度の概要について御説明します。お手元の資料3を御覧ください。

こども誰でも通園制度とは、全ての子供の育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

この点、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児、あるいは子育てに係る保護者の負担を軽減するため一時的に預かることが望ましいと思われる乳児または幼児を預かる一時預かり事業とは、事業の目的や内容の面で区別されています。

こども誰でも通園制度の対象者は保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満で、利用方法は、市が月10時間以内で定める枠内で時間単位で柔軟に利用が可能です。

次のページにまいります。

この制度により、子どもにとっては家族以外の人と関わる機会や興味関心の広がり、成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと、保護者にとっては社会資源の活用や育児に関する負担感の軽減、事業者にとっては保育者として有する専門性をより広く発揮できること、事業の継続・発展の可能性が広がることが期待されます。

次に、認可及び利用定員の設定について御説明します。

先ほど申し上げましたとおり、同事業は改正後の児童福祉法の規定により市町村の認可事業とされています。改正後の児童福祉法第34条の15第2項において、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等または乳児等通園支援事業を行うことができる」と規定されており、同法第34条の16の定めによって、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされています。

守口市では、令和7年7月10日から8月8日までの期間、条例の制定に係る骨子案についてのパブリックコメントを実施し、現在提出された意見の取りまとめを行っているところです。その後、条例案を作成し、次回の守口市議会定例会に提出することを予定しています。

認可は、この設備及び運営に関する基準に適合するかどうかを審査するほか、幾つかの基準によってその申請を審査することとなります。また、同法第34条の15第4項に規定により、認可をしようとするときには、あらかじめ市町村児童福祉審議会、守口市で申しますと本子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

したがいまして、実施を希望する事業者からの申請がございましたら、年度末にかけ、本会議に議題として認可をお諮りさせていただくこととなります。

また、乳児等通園支援事業を行う者は、子ども・子育て支援法第54条の2に基づき、「乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる」とされています。この確認は、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子供に係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行いますが、この利用定員を定めるに当たっても、同法の定めにより本子ども・子育て会議にお諮りさせていただきます。

なお、事業を行うものの確認に係る運営基準についても、市町村の条例で定めることとなりますが、条例を定めるに当たって従うべき基準となる国の基準がいまだ示されておらず、現時点では条例案の作成作業に取り掛かることができません。国の基準が示され次第、速やかに条例案の作成を行う予定としています。

以上、簡単ではございますが乳児等通園支援事業の概要及び事業実施に係る認可・確認の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田会長 どうもありがとうございます。

これは、先行して実施している自治体もあるんですけども、守口市も進めなきゃならないということ。

これに関して、質問とか。ちょっと僕のほうから、運営の基準、条例とかどんな感じに今なっているのかということを知りたいんですけども。

○事務局（森） 運営の基準ですか。

○久保田会長 そうですね。条例のほうですね。

○事務局（森） 運営の基準が国が定める基準に従い、または参酌して市町村の条例で定めるというふうになっておりまして、その内容で言えば、利用定員のことでありますとか、運営規程であるとか、重要事項を利用側に説明しなければいけないとか、このようなことを規定してくるということで考えてはおるんですけども、それが恐らく10月頃に国が公表するというところで説明を受けております。

それが来たら、それを基に、市の独自基準を設定するかどうか。その辺を踏まえまして条例案を作成して、それを今のスケジュールで言えば12月議会になりますかね。そこで提出するというような形で考えております。

○久保田会長 ありがとうございます。

何か質問とか確認とかございますか。

○津嶋委員 このこども誰でも通園制度という、名前、乳児等通園支援事業というふうに改名というかね、なりましたけれども、実際には、やはり課題が受入れ側としては非常に課題がたくさんある制度かなというふうに考えています。

先ほど条例のことについてもね、御質問ありましたけれども、実際に来年の令和8年4月から実施される制度としては、やっぱり間に合っていないというか非常に限られた時間の中でどんどん進んでいって、進められようとしているということで、大変その体制づくりであるとか、先ほどの項目でも意見が出ましたけれども、保育士を雇用しなければ、人ですね、誰でもこども通園制度の子どもたちを受け入れることもやっぱりできないわけで、そういう形で幾つか課題があると思うんですけども、まず、一つ目が、やはり月10時間ということで、国が定めたこの制度なので致し方ないんですけども、実際考えてみていただきたいんですけども、その月10時間利用できる。いわゆる今まで施設を利用していない子どもが今から施設を利用するということに、例えば、1回5時間利

用されるお母さんでしたら、月2回利用されることになるんですね。そうすると、子どもはいわゆる未就園児ですので、ゼロ、一、二歳ですから、まだ分からない、どこに連れていかれるのかなというのは分からない子どもが施設に預けられて、その継続性もなく、はい、今日預けられました。ママ、ママと涙するかもしれません。その子どもがまた次あと5時間は来週なのか再来週なのか、またそういう形で。我々、お母さんとの信頼関係もそうですし、愛着形成ということも含めて信頼関係。そういうことでやっぱり連続性というか、保育の継続というか連続性。それと同じ施設に同じ子どもがずっと通うことによって、その子どものバックグラウンドであるとか家庭の環境であるとか、アレルギーのことであるとか配慮が要るのか要らないのか、そういうことも分かってくるんですね。

だから、これが事前にそういう個人情報にも関わりますけども、そういう子どもの情報ですね。お子さんの情報とか、そういう保護者とのやり取りというのが十分になうのかなというのが非常に心配しています。

ですから、ひと月10時間を上限としてということで、実際にこれモデル事業として始められているところもあって、令和6年で言うと115自治体が実際に進められていたようなんですけれども、どこの課題でも、やはり保護者面談とか児童の育成記録等も義務づけられていないということで、何か全然その分からないままに預かると。実際にその枠を設けて、その子どもといつ通われますかというような、そういう形で地域で一応そういう形で母子登園から始めていくというモデルケースもあるということで、母子登園駄目だというような見解も出てるんですけども、実際には、やはり先ほど言ったようにお母さんと離れて預けられるわけなので、そういうところでの子どもの育ちを支援していくという趣旨に、一時預かりとは違って、子どもの育ち自体を見守っていこうという制度であるにもかかわらず、利用できる時間の短さと、それと先ほど言ったような環境ですね。家庭環境だとかなかなかそういうところの情報が十分に知り得ることができないのではないかなということ、そういうところが十分先ほどの条例で言われた中でしっかりと生きる体制づくりができるのかということの一つ心配しています。

あと、もう一つは、人員の配置基準と設備基準ということで、人員の基準はこれ一時預かりの事業と同様とされているので、ゼロ歳は3対1で1歳は6対1になるということで、実際に毎月5人の枠をずっと毎日ゼロ、1、2歳でやろうとすると、2人は必要になってくるので、保育士さんは。そういうところで言うと、実際にこの給付費型になっているので、実際に給付の費用の単価についてもいろいろ議論されて一定決まってきましたけれども、なかなかまだ十分と言える単価ではないのではないかなというふうに考えています。

ですから、なかなか受け入れる側については2人先生を、5人を受け入れるとしても2人置かなければならないところに実際にその2人の人件費が見出せるような単価にはなっていないのではないかなというのが非常に危惧するところです。

ですから、これは制度ですので、どこまでいってもなかなかそこを市として単費でそれを補助してくれるとか、この給付の費用についても利用実績に応じて後払いでその施設に入ってくことになるので、例えば急にキャンセルが出るとか休みの期間に入って利用がどんと減るとか、増えることもあるかもしれないですけども、逆に見合わない利用実態になってくると運営する側はなかなかそういう赤字運営になってくるという危険性もあって、なかなかそういうところが安定した運営ができるかどうかということも非常にポイントになってくると思うんですね。

ですから、先ほど来申し上げていますように、子どもの育ちを支援していくということにもかかわらず、そういうぼんと預けてというような形になってくると、これはまた本末転倒というか制度としていかなものかなと思いますし、東京都の場合については一定それがキャンセルになったこ

とも含めたり、そういうところが事業が安定化できるようにやる。固定費として開催日数に応じて支給しているというのも現状あって、モデル事業として。

だから、そういう全体としてそれがうまくスムーズに進められるかどうかということについては、非常に蓋開けてみないと分からないという、なるかもしれないですけども、実際にそれを読み取りながら、しっかりとそうならないように今言ったような課題が発生しないような形で運営ができるというのが望ましいかなと思います。

ですから、ちょっとお尋ねしたかったのは、実際に各施設で、守口であれば60園ぐらい小規模も含めて60施設ぐらいあると思うんですけども、実際意向調査をされて、これをスムーズに進めようという形で今手を挙げられているところというのはどれぐらいあるのかなというのは思っているんですけどね。

○久保田会長 そうですね。その前の話。

○事務局（森） 御指摘のように国も非常に今検討中というような制度でございまして、先月これの本格実施に向けた検討会という形で、国がオンラインでこれ拝見しましたというのを実施しております。

その中で月10時間でありますとか、あるいは人員配置であるとか、特に公定価格、給付ですので公定価格化がされますけれども、その額であるとか、こういうようなところはまずは国のほうで令和6年度まで、また、7年度は今既に実施中の自治体の事例を見ながら検討していくものと思っております。

ちょうど9月頃に入ってきますと、省庁のほうでの概算要求という形で国が予算化をしてくるのかなというところで、その中でまずは公定価格がどれぐらいであるとか、そういうようなところを確認していくことが、まずは第一かなと考えています。

市内の実施状況、意向調査、御指摘の部分はさせていただきまして、認定こども園、小規模併せて約10園ほどのところでやってみようというようなどころではお声はいただいたところでございます。

以上です。

○津嶋委員 分かりました。

あと守口市の実情でいくと、乳児の無償化を平成29年4月から始められているのもあって、そういう無償化というのもあって乳児をもうゼロ、一、二歳のときから施設に入れられている実情があると。ですから、実際に先ほどの量の見込みでいくと、この通園制度の各歳児ごと、ゼロ歳、1歳、2歳児ごとのニーズはどれぐらいかということについては、頂いた資料であると15ほどずつぐらゐの数にとどまると。ですから、思ったようなニーズで誰もがどんどんこれを使おうというような実態、実情にはないのではないかなということで、これ本当に始まってみないと分からないし、国も非常にあいまいだとか、ながらスタートでやってみてどんな状況になるかで決めていこうというようなどころもあるので、実際に始まってみないと分からないんですけども、やはり先ほど来お伝えしているように、施設の課題については、このシステムも総合支援システムという、いわゆるパソコンでソフトを使っただけのことになってるんですけど、これまだ実際に稼働してないとか、どこも使ってないですね。モデル事業しているところも。だからいろんなまだ問題とか不具合とか、個人情報の問題とか出てくるようになると言われてるので、ちょっと今ね、この説明いただいて、これをどういうふう守口市として取り組んでいくかということで条例をつくってということなんですけど、そのいろんな課題が出てくることを想定して、やはり臨機応変にとか柔軟に対応していく必要があるかなというふうに思っていますので、ここでも、なかなかそこを具体的にこういう対応していきます、こうしますということは始まっていないので分からないんで

すけども、非常に鉄則というか、非常に急いでこれをやると決められたものなんですけども、実際に運営する側としては配慮の要る子どもがもしいた場合に、そういう子どもを受け入れれば、またそこに対しての加配の要員が要りますし、そういう配置がかなうのかどうかということも大きな課題になってきますし、またアレルギーがあれば、そういうアレルギーを持っている子どもに対する配慮であるとか、そういう虐待防止、予防するという側面も持っている制度ということで、リスク管理ですね。リスクの高い子どもを預かる制度にもなるということなので、やはり保育士さんの負担というところも非常に増えてくるので、これもまた働き方改革を進める上において、また保育士の負担が増えれば、そこは離職につながったりとか、なかなかこんな大変な制度は無理ですというような声も上がってくるかもしれないので、いろいろと心配されること、明るい要因という部分では、お母様が家でずっと引き籠りというか、そういうところで悩んでいる方が預けられて、そういうところでの交流であるとか、そういうメンタルの部分で安らぎを得られるというようなところはあるかと思うんですけども、ちょっと課題がやはりかなり多い制度ではないかなということ、私としてはそういう思いでいるということはお伝えしておきたいなと思います。

○久保田会長 もともといろんな思惑で始まったものもあるということですね。その中で、結局子どもの育ちという建前が前面に出てきているんですけど、結局長く一時預かりの変形という形になるような感じ、そういう受け取り方をどうしてもこれはするでしょうからね。ほかの方ね。そういった問題はこれ出てくるだろうなというふうに思います。

○津嶋委員 そもそもこの制度が、いわゆる過疎地ですね。そういうところで保育所がいっぱいあって保育士さんもたくさんいたんですけども、先ほど来から人口減少によって子どもがいなくなって、いわゆる運営がしづらくなって、できなくなった施設に対して、そういう制度でもってまた今、家庭で眠っているというか、その子どもを預けて、そこにもって保育士がまたそれを担うという、保育を担うというようなことも、事の発端というかね。そういうところが言われているので、なかなか都会にはなじまないと言われているのも実際なんですよ。

だから、この部分をどういうふうに斟酌、解釈して、その制度を進めていくかということで、先ほどお答えいただいた10園ぐらいですか。スタートするというのは、どこもやっぱり心配を抱えながらスタートすると思いますので、やはり制度が始まる以上はスムーズにね、それが進められるようには条例も含めて整えていただきたいなと思います。

○久保田会長 何かほかに、この件で御意見とか。

○邨橋委員 今私が一番心配するのは、基本、全く新しいところとして先生を雇って、そういうふうな子どもを受け入れる部署ができるのかということ。これが一つです。これができないのであれば、子どもを受け入れる人数が余っていれば、そこにこういうふうな子どもたちを受け入れるという余活型という形の二つを提案されているんですけども、まず、専用の部屋をつくるかというのがかなり難しい。これ先ほど言ってたような先生の採用の問題があります。

それと、余活型といったところで、守口市の場合、やっと待機児童が解消になって各施設定員いっぱいのところ、じゃあそれができるのかという問題。さっきも津嶋先生言ってた働き方のことを考えたときに、今の子どもたちだけでも先生がぎゅうぎゅうの段階で子どもたちを受けているところに、もっと余裕を持てた働き方ができるようなというのと、これからどこまでうまく運用できるのかということになると、よほど各園がうまくやらないと難しいだろうと思いますし、利用される人が一つの園で10時間じゃなくて、トータルで10時間なので、どこをどういうふうに使っていくかという、そのシステムが導入できるかという、また別の問題もあります。その運用がどこまでできるのかというのが、ここがはっきりしないと受け入れる側としても事務的な対応が難しい。

そういう意味では、できるだけ早くこういうふうな形でやりますとか、こういうふうなシステムでやりますとか、あるいはこれだけの先生の採用ができるようにということを明示してもらう、出してもらうことが、ちょっとでもこの制度できたものはやっぱりやっていってあげたほうが子どものためにはなるとは思うので、運用の仕方とか、まだ具体的なところをできるだけ早く出していただいたほうがありがたいかなとは思っています。

○事務局（平田） 先ほど委員のほうからも、もともとは過疎地とかいうお話もあって、子どもが減ってきて園の運営がなかなか厳しくなっていて、最終的には保育所を手放していかないといけない、また止めていかないと。そういうことを防ぐために一つの方策としてというのは、我々も聞いているところでございます。

この制度いろいろ課題はあるというのは当然我々も十分存じ上げているわけでございまして、2年前に市としての考え方としては、今現在でも待機児童が発生していたりとか、また多くの未利用児が発生しているということであって、また市内施設についても受入れ拡大については困難な状況であるというところで、そういった御意見はいただいていたわけなんです。

ただ、これが国の制度として当然各市町村で条例を制定するというお話になっていますので、それと詳細に今後の園側でいうなら運営の立場、保護者側からすればいつから利用できるのかなとか、その制度のほうを知りたがっている方もいらっしゃると思います。

そういった意味では、今、森のほうから申し上げたように、国の動向をしっかりと見ながら速やかに情報が下りてきた段階で皆様にお知らせできるような、そういった体制というか努力はしていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○久保田会長 もう何かお時間がなくなってしまって、ちょっと。ほかあれですかね。ちょっといろいろ御意見もあるかと思いますが、ちょっとここでこの件についてはこれまででお願いします。

最後に、事務局から連絡があるかと思いますが、御説明をお願いします。

○事務局（前田） 最後に、事務局より2点事務連絡がございまして。

1点目ですが、先ほど御説明させていただきました、「こども誰でも通園制度」実施に向けた今後のスケジュールについてでございます。

御説明させていただいたとおり「こども誰でも通園制度」については、実施を希望する事業者からの申請がございましたら、年度末にかけて認可部会を開催し、本会議にて、部会における審議の状況及び結果、また、確認に係る利用定員の設定を議題としてお諮りさせていただくこととなります。

認可部会の委員につきましては、本会議委員の任期と連動いたしますので、前年度に引き続き、久保田会長、渡辺副会長、柏木委員、森委員、栗山委員をお願いすることとなりますが、栗山委員は退任されておられますので、後任委員である田中博美委員をお願いいたします。

開催時期については、令和8年2月頃を予定しております。準備が整い次第、次回の日程調整についてのメールを送付させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

続いて、2点目ですが、委員会の議事録についてでございます。

前年度と同様に、本会議終了後、議事録を全文筆記にて事務局で作成する予定としており、その議事録については、委員の方2名に確認いただき、署名をいただいた上で最終決定することとしております。

2名の署名委員については、毎回輪番とさせていただいており、欠席者をとばして名簿順に回していくこととさせていただきます。今回は、柏木委員が欠席のため、渡辺副会長、森委員の2名とする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上です。

○久保田会長 ありがとうございました。

事務局の説明がありましたように、議事録を作成してよろしいでしょうか。

それでは、今回は、渡辺副会長と森委員の2名に署名をお願いします。

それでは、御意見などがないようでしたら、本日の案件は全て終了いたしましたので、会議はこれにて会議を閉会いたします。皆様、長時間にわたりお疲れさまでした。

閉会 午後4時00分